

経営事項審査制度の改正 ⑥ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その1)

はじめに

平成 20 年 4 月 1 日以降実施される経営事項審査から、改正された建設業法施行規則および関連の告示、通知等により経営事項審査が実施されております。

今月から数回にわたり、今回の改正で新たに設定された、「経理処理の適正を確認した旨の書類」(以下、本稿において、「チェックリスト」と記載します。)について、解説してまいります。

なお、いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

1. チェックリストの意義

このチェックリストは、建設業法施行規則第十八条の三第 3 項第 2 号に記載されている、「建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認」を行うための書類であり、「次に掲げる者」とは、イ.公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有するもの、または、ロ. 建設業の経理に必要な知識を確認するための試験(登録経理試験)に合格した者、のいずれかである必要があります。

上記イまたはロの担当者が、この「確認」を実施し、署名押印して提出することにより、社会性等の評価(W)の全 175 点のうち、建設業の経理の状況(W5)の監査の受審状況の評点 20 点満点のうち、2 点が与えられます。

20 点満点のうち、2 点しか与えられないことについては、疑問をもたれる方もいらっしゃるかもしれませんが、そもそも監査とは、本来その対象である会社(または決算)から独立した第三者が実施すべきものであり、社内の経理実務責任者等が実施したものは、いわゆる「自主監査」となり、本来の監査の意義に照らせば、あまり実効性のあるものとは言えないため、このような配点となったものと思われます。

この配点の低さにより、また、社内に上記イ、ロの該当者がいない場合には、配点がないことにより、「チェックリスト」自体があまり有効利用されない懸念を感じますが、本来は経営事項審査を受ける建設業者すべてがこのチェックリストを使用して、申請する財務諸表のセルフチェックを行うような体制の整備が望まれるところです。

2. 確認項目の内容

以下、「チェックリスト」に記載されている、「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」について、個別に解説してまいります。基本的には「確認項目」に記載されている内容について言及しますが、必要に応じ、関連する会計基準や法人税法等他の規定についても触れていこうと思います。

2-1 全体

前期と比較し概ね 20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。

受取手形、完成工事未収入金等の営業債権
未成工事支出金等の棚卸資産
貸付金等の金銭債権
借入金等の金銭債務
完成工事高、兼業事業売上高
完成工事原価、兼業事業売上原価
支払利息等の金融費用

この項目は、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の各科目の数値について、前期の数値と比較して大きく変動している場合には、その変動理由が合理的か否かを確認することにより、財務諸表に大きな誤りがないことを確認しようとするものです。「概ね 20%」という数値には、「大きく変動している」という意味以上に深い意味はないものと思われます。「次の科目」として列挙されている科目は、財務諸表の主要項目であることに加え、Y 点に影響を与える項目が多く含まれていることに留意すべきでしょう。

この規定を文言どおり解釈すると、たとえば総資産が 10 億ある会社で、ある科目(たとえば貸倒引当金)が 100 万円から 120 万円になった場合でも、「詳細に検証」する必要が出てきてしまいます。個人的には、このあたりは柔軟に対応してかまわないと思いますが、本来であれば、単に「概ね 20%」ではなく、金額が一定額を超えるもの(貸借対照表科目については、たとえば資産合計の 5%以上)で、かつ、変動割合が一定以上(20%)のものというような規定の仕方とすべきだったと考えます。(以下、次号につづきます)。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)